

(総則)

第1条 派遣先（立川市（発注者）をいう。以下同じ。）及び派遣元（立川市との契約の相手方（受注者）をいう。以下同じ。）は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添の仕様書、図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）その他関係諸法令並びに派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成11年労働省告示第138号。）及び派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成11年労働省告示第137号。）を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 この契約書に定める催告、請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

3 この契約の履行に関して派遣先と派遣元との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

7 この契約に係る訴訟については、派遣先の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(目的)

第2条 派遣元は、労働者派遣法及びこの契約に基づき、派遣元が雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を派遣先に派遣し、派遣先は、派遣労働者を指揮命令して業務に従事させることを目的とする。

(秘密の保持等)

第3条 派遣元は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、立川市個人情報保護条例（平成元年立川市条例第55号）を遵守しなければならない。

2 派遣元は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 派遣元は、派遣労働者その他の派遣元の従業員に対し、前2項に規定する義務を遵守させなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 派遣元は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ派遣先の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第5条 派遣元は、この委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

(雇用の禁止等)

第6条 派遣先は、派遣期間中は派遣元の派遣労働者を雇用してはならない。

2 派遣元は、他の労働者派遣業者から派遣を受けた派遣労働者を派遣先に再派遣してはならない。

3 派遣元は、派遣期間中の派遣労働者を他の派遣先（立川市以外の派遣先をいう。）へ派遣してはならない。また、派遣期間中の派遣労働者が他の労働を行っている事実を知ったときは、速やかに派遣先に報告しなければならない。

（権利の帰属）

第7条 派遣労働者が従事した派遣業務の結果作成された成果物（有体物の所有権及び無体財産権を含む。）に関する一切の権利は、派遣先に帰属するものとする。

（一般的損害等）

第8条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、派遣元がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、派遣先の責に帰すべき事由により生じたものについては、派遣先が負担する。

（派遣労働者の選任）

第9条 派遣元は、派遣先の求める派遣業務に対し、適正な能力、経験、人格を備える派遣労働者を選任し、この契約の締結後、遅滞なく書面により派遣労働者の氏名その他労働者派遣法第35条に規定する所定事項を派遣先に届け出なければならない。

（派遣受入期間制限の通知）

第10条 派遣先は、派遣元に対し、労働者派遣法第40条の2第2項に定められた派遣受入期間の制限に抵触する最初の日を通知しなければならない。

（責任者）

第11条 派遣先は、派遣先の派遣先責任者（以下「派遣先責任者」という。）を、派遣元は、派遣元の派遣元責任者（以下「派遣元責任者」という。）をそれぞれ選任しなければならない。

2 派遣先責任者及び派遣元責任者は、この契約及び労働者派遣法の定めに従いその職務を遂行する。

（指揮命令）

第12条 派遣先は、第9条の規定により選任された派遣労働者に対して指揮命令を行う者（以下「指揮命令者」という。）を選任するものとする。

2 指揮命令者は、派遣業務の処理について派遣労働者を指揮命令し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に派遣業務を処理できるよう、派遣業務の方法その他必要な事項を派遣労働者に周知及び指導する。

3 指揮命令者は、前項に規定するもののほか、職場の秩序及び規律の維持のために必要な事項を派遣労働者に指示することができる。

（適正な就業の確保）

第13条 派遣元は、派遣労働者に対し、当該指揮命令者を通知するとともに、指揮命令等に従って職場の秩序及び規律を守り、適正に仕様書等に定める業務（以下「対象業務」という。）に従事するよう、指導教育その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 派遣先は、派遣労働者に対し、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係諸法令及びこの契約に定める就業条件を守って派遣労働者を労働させるとともに、セクシャルハラスメントの防止等適切な就業環境の維持に努めなければならない。

（苦情処理等）

第14条 派遣先及び派遣元は、それぞれ派遣労働者から派遣就業に関して苦情の申出を受ける者を選定するものとする。

- 2 派遣先及び派遣元は、派遣労働者から苦情の申出を受けたときは、相手方に速やかに通知するとともに、派遣先と派遣元との間で相互に連絡のうえ、適切かつ迅速に処理を図るものとする。

- 3 前項の規定により苦情を処理したときは、派遣先及び派遣元は、その結果について派遣労働者に通知しなければならない。

（安全衛生）

第15条 派遣先及び派遣元は、派遣就業における派遣労働者の安全と健康を確保し、快適な就業環境の形成、保持に努めるものとする。

（派遣労働者の変更等）

第16条 派遣元は、派遣労働者が派遣先の指揮命令に従わないとき又は著しく対象業務に不適合と派遣先が判断したときは、派遣先と派遣元とが協議のうえ、当該派遣労働者に対し是正を求めなければならない。

- 2 派遣先は、当該派遣労働者が前項の規定にかかわらず是正しないとき、又は是正される見込みがないと認めるときは、派遣元に対し当該労働者の変更を求めることができる。

- 3 派遣元は、前項の規定による求めがあったときは、速やかに当該派遣労働者を変更しなければならない。

- 4 派遣元が派遣労働者の病気、事故その他の事由により派遣労働者を変更するときは、30日前までに派遣先に対して理由及び変更対象の派遣労働者を通知し、派遣先の承諾を得るものとする。

（損害賠償）

第17条 派遣元は、派遣業務の実施に関し、自己又は派遣労働者の故意又は過失により、派遣先又は第三者に対して損害を与えたときは、直ちに派遣先に報告するとともに、派遣先又は第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰することができない事由により生じた損害については、この限りでない。

（業務上災害等）

第18条 派遣元は、派遣就業に伴う派遣労働者の業務上災害及び通勤災害（以下この条において「業務上災害等」という。）については、労働基準法に定める使用者の責任並びに労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び労働保険の保険料の徴収に関する法律（昭和44年法律第84号）に定める事業主の責任を負う。

- 2 派遣先は、派遣元が業務上災害等に関して行う手続きについて、必要な協力をしなければならない。

- 3 前2項に規定するもののほか、法令に特段の定めがある場合は、これに従うものとする。

(履行の確認)

第19条 派遣元は、業務を履行したときは、業務報告書等を作成のうえ、これを派遣先に提示し、派遣先の確認を受けなければならない。

- 2 派遣元は、前項の確認をもって、当該確認を受けた部分に係る履行を完了したものとする。

(延滞違約金)

第20条 派遣元の責に帰すべき事由により、派遣開始日までに派遣を開始しないときは、派遣元は、延滞違約金を派遣先に支払う。

- 2 延滞違約金は、その業務に対する金額に、派遣開始日の翌日から実際に派遣を開始した日までの期間に応じ、当該契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率の割合（年当たりの割合は、じゅん年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。以下「遅延利息の率の割合」という。）を乗じて得た額とする。

(契約内容の変更等)

第21条 派遣先は、必要があると認めるときは、派遣元と協議のうえ、この契約内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

- 2 前項の規定により契約金額を変更するとき、派遣先と派遣元とが協議して定める。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第22条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、派遣先又は派遣元は、相手方と協議のうえ、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(契約代金の支払)

第23条 派遣元は、第19条に規定する確認を受けたときは、派遣先の定める手続に従って、契約代金の支払いを派遣先に請求するものとする。

- 2 派遣先は、前項の規定に基づく支払請求があったときは、その日から起算して30日以内に契約代金を派遣元に支払わなければならない。

- 3 派遣先の責に帰すべき事由により、前項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合において、派遣元は、未受領金額につき遅延日数に応じ、遅延利息の率の割合を乗じて得た額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払いを派遣先に請求することができる。

(時間外及び休日労働)

第24条 派遣先は、派遣元と派遣労働者の定めた協定の範囲内に限り、時間外及び休日の労働を求めることができる。

- 2 時間外及び休日労働の料金については、別に定める場合を除き、次のとおりとする。

ただし、割増率について労働法規の改正があった場合は、それに従うものとする。

- (1) 1日の実労働時間が8時間を超えた場合 契約時間単価 100 分の 125 を乗じた額
- (2) 前号の場合において、勤務が深夜に及ぶ場合 契約時間単価に 100 分の 150 を乗じた額
- (3) 法定休日における勤務の場合 契約時間単価に 100 分の 135 を乗じた額
- (4) 前号の場合において、深夜勤務に及ぶ場合 契約時間単価に 100 分の 160 を乗じた額
(派遣先の催告による解除権)

第25条 派遣先は、派遣元が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく派遣開始日までに派遣を開始しないとき又は履行の見込みがないと認めたとき。
- (2) 正当な理由がなく契約の履行に着手しないとき。
- (3) 契約の締結又は履行にあたって不正の行為があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、派遣元又は派遣元の代理人が、労働者派遣法その他関係諸法令又はこの契約条項に違反したとき。

(派遣先の催告によらない解除権)

第25条の2 派遣先は、派遣元が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第4条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 派遣元がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 派遣元の債務の一部の履行が不能である場合又は派遣元がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、派遣元が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、派遣元がその債務の履行をせず、派遣先が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。

- (8) 第28条の規定によらないで、派遣元がこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 派遣元が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当すると判明したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 25 条の 3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、派遣元は、発注予定金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として、派遣先の指定する期間内に派遣先に支払わなければならない。この場合において、履行の確認を受け完了した履行部分があるときは、発注予定金額から履行完了部分に対する契約金額相当額を控除した額の 100 分の 10 に相当する額を違約金とする。

- (1) 前 2 条の規定により契約を解除されたとき。
 - (2) 派遣元がその債務の履行を拒否し、又は派遣元の責めに帰すべき事由によって派遣元の債務について履行不能となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 派遣元について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 派遣元について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 派遣元について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 派遣先は、第 1 項の規定により徴収した金額が契約解除により派遣先に与えた損害を補てんすることができないときは、その不足額に相当する金額を派遣元から徴収することができる。
- 4 前 2 条の規定による契約の解除は、第 20 条の規定による延滞違約金の徴収を妨げないものとする。

（談合その他不正行為による解除）

第 26 条 派遣先は、派遣元がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 派遣元に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第 7 条の 2（同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (2) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人に対する刑）が確定したとき。
- 2 前条第 1 項及び第 3 項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(協議解除)

第27条 派遣先は、必要があるときは、派遣元と協議のうえ、この契約を解除することができる。この場合において、派遣先は、この契約の契約期間が満了する前に解除を行おうとするときは、解除を行おうとする日の少なくとも30日前に派遣元に対しその旨予告を行うこととする。

2 派遣先は、前項に規定する予告を行わない場合には、派遣労働者の30日分以上の賃金に相当する額について損害賠償を行うこととする。また、派遣先が予告した日と解除を行おうとする日との間の期間が30日に満たない場合には、その不足日数分以上の賃金に相当する額について損害賠償を行うこととする。

3 派遣先は、派遣元から請求があったときは、この契約の解除を行う理由を派遣元に対して明らかにしなければならない。

4 派遣先は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより派遣元に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、損害額は、派遣先と派遣元とが協議のうえ、これを定めるものとする。

(派遣元の解除権)

第28条 派遣元は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第21条第1項の規定により、派遣先が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。

(2) 派遣先がこの契約に違反し、その違反によって派遣元が契約を履行できなくなったとき、又は派遣先が労働者派遣法その他関係諸法令に違反したとき。

2 前条第4項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。

(契約解除に伴う措置)

第29条 契約が解除された場合において、履行の確認を受けて完了した履行部分があるときは、派遣先は当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

(賠償金の予定)

第30条 派遣元は、第26条第1項各号のいずれかに該当するときは、派遣先が契約を解除しないときは賠償金として発注予定金額の100分の30に相当する額を、派遣先が契約を解除するときは同条第2項の規定において準用される第25条の3第1項の規定に基づく違約金の支払いに加え、賠償金として契約金額の100分の20に相当する額を派遣先の指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、第26条第1項第2号のうち、派遣元の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、派遣先に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金の徴収)

第31条 派遣元がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を派遣先の指定する期間内に支払わないときは、派遣先は、その支払わない額に派遣先の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日までの日数に応じ、遅延利息の率の割合を乗じて得た額の利息を付した額と、派遣先の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは、これを追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、派遣先は、派遣元から遅延日数に応じ、遅延利息の率の割合を乗じて得た額の延滞金を徴収する。

(相殺)

第32条 派遣先は、派遣元に対して有する金銭債権があるときは、派遣元が派遣先に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(疑義の決定等)

第33条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、派遣先と派遣元とが協議のうえ、定めるものとする。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第34条 暴力団排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

立川市における契約に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(用語の定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 発注者 立川市をいう。
- (2) 受注者 立川市との契約の相手方をいう。当該相手方が共同企業体であるときは、その構成員すべてを含む。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員等 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 反社会的勢力 暴力団、暴力団員等、暴力団関係企業、総会屋、社会運動又は政治活動を標榜して不正行為を行う者又は団体その他不当要求等の反社会的活動を行う者又は団体をいう。
- (6) 不当要求行為等 次に掲げる行為をいう。
 - ア 暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為
 - イ 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為
 - ウ 正当な理由なく面会を強要する行為
 - エ 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
 - オ 前各号に掲げるもののほか、作業現場の秩序の維持、安全確保又は作業の実施に支障を生じさせる行為
- (7) 個人又は法人の役員若しくは使用人、個人事業主、法人の代表者、法人の役員（役員として登記又は届出されてないが、実質上経営に関与している者を含む。）、支店若しくは営業所を代表する者又は直接雇用契約を締結している正社員
(受注者が暴力団員等であった場合の発注者の解除権)

第3条 発注者は、受注者が各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 個人又は法人の役員若しくは使用人が暴力団員等であるとき、又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 個人又は法人の役員若しくは使用人がいかなる名義であるかを問わず、暴力団員等に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (3) 個人又は法人の役員若しくは使用人が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図

り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 個人又は法人の役員若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。

(5) 個人又は法人の役員若しくは使用人が、下請契約、資材・原材料の購入契約その他自らが行う契約において、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

2 受注者が前項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後も5年間適用する。

4 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者であった者又は構成員であった者は、当該違約金を連帯して支払わなければならない。

(不当要求等を受けた場合の措置)

第4条 発注者及び受注者は、警察と連携し、この契約に関与又は介入しようとする反社会的勢力を排除するために必要な情報交換、調査協力等を行うものとする。

(不当要求行為等を受けた場合の措置)

第5条 受注者は、この契約の履行に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) この契約に関して不当要求行為等を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。

(2) 下請業者又は工事関係業者（以下「下請業者等」という。）が不当要求行為等を受けたときは、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請業者等を指導すること。下請業者等から報告を受けたときは、速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。

(3) 受注者が下請業者等と契約を締結する場合は、当該契約において第3条第1項及び第5条第1項と同様の内容を規定しなければならない。

2 受注者が前項に規定する報告、届出等を怠ったときは、発注者は、必要に応じて契約解除、参加停止、違約金の請求など必要な措置を講じることができる。下請業者等が報告を怠った場合も同様とする。

3 第3条第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。